

事業活動や、建築物の新設・増改築などにあたっては、工場等からの廃熱や、水（地下水、河川水、下水など）の持つ熱をヒートポンプを用いて利用する「温度差熱利用」など、利用可能なエネルギーを有効に活用するよう努めること。

3 水素エネルギーの利用促進【第45条関係】

水素エネルギーに関する技術の研究開発・実用化を促進するとともに、サプライチェーンの構築のため、関連産業の振興を図ることとする。

また、水素社会の早期実現のため、水素エネルギーに関するセミナーや講演会、燃料電池車に触れる機会の創出など、県民、事業者等に対する様々な情報提供や普及啓発を行うこととする。

第5 森林等の吸収作用の保全等に関すること

1 森林整備・保全の推進【第46条、第47条関係】

(1) 森林整備のボランティア参加

地域で実施する道路、公園等の緑化の取組みや、森林保全整備ボランティア等に積極的に参加・協力するよう努めること。

取組例

- ・とくしま協働の森づくり事業への参加

(2) 県産材の活用

県産材を利用することによる地域経済の活性化や森林整備の推進など、利用の意義や重要性を理解し、家庭生活又は事業活動を通じて県産材の積極的な利用に努めること。

2 カーボン・オフセットの推進【第48条関係】

家庭生活においては、カーボン・オフセット付きの商品の購入やサービスの利用、カーボン・オフセットされたイベントへの参加など、様々な場面で参加・協力を努めること。

また、事業活動においては、製品等のライフサイクルを通じて排出される温室効果ガスや、会議・イベント開催に伴う温室効果ガスをオフセットするなど、積極的な取組みに努めること。

※ 家庭生活や事業活動に伴い、自らの温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）することを「カーボン・オフセット」といい、効果的な気候変動対策の1つである。

※ J-クレジット制度 <https://japancredit.go.jp/>

※ カーボン・オフセット <http://www.j-cof.go.jp/cof/>